豊川市ホームページリニューアル構築業務委託評価基準

１　基本事項

豊川市ホームページリニューアル構築業務に係る事業候補者は、仕様書記載の業務を履行できる適切な推進体制を確保し、意欲的に取り組む姿勢を有する事業者であることとする。

２　評価方法

プロポーザルの審査を公正に行うため、豊川市ホームページリニューアル構築業務委託に係る受託者選定委員会を設置し、次のとおり、第１次審査（書類審査）及び第２次審査（プレゼンテーション等）を実施する。

なお、評価方法の詳細及び配点は以下のとおりとする。

ア　第１次審査（満点２５０点）

評価項目	主な評価内容
参加表明書類 CMS 機能要件一覧 データセンター要件一覧	・CMS 機能要件に対する充足度 ・データセンター要件に対する充足度 ・導入実績 ・全国広報コンクール受賞歴

イ　第２次審査

各評価の配点（満点合計２７５０点）

評価項目	主な評価内容
企画提案書の内容 企画提案書に基づくプレゼンテーション（CMSデモンストレーションを含む） ２２００点	・取組方針・デザイン・ユーザビリティ・アクセシビリティ・CMS機能・スケジュール及び体制・データ移行・稼働前職員研修・システム構成・運用保守・追加提案等
提案見積書 年度別積算資料 ５５０点	・構築費及び運用想定期間（新ホームページ公開日から令和１４年３月３１日）の費用の総額

３　優先交渉権者の選定

第１次審査及び第２次審査の評点の合計点（満点合計３０００点）が最も高い者を優先交渉権者とする。評点の合計点が同点の場合は、CMS 機能要件一覧における評点が高い者を優先交渉権者とする。CMS 機能要件一覧についても同点の場合は、提案見積書及び年度別積算資料（構築費及び運用想定期間（新ホームページ公開日から令和１４年３月３１日）の費用の総額）の提示額が最低価格である者を優先交渉権者とする。

なお、次点以下についても同点の場合は、同じ手順で順位を付けるものとする。